

## 包括外部監査の結果に係る措置通知について

### 1 措置通知があった包括外部監査

平成27年度 「外郭団体等の財務事務執行及び経営管理について」

平成30年度 「農林水産業の施策に関する事務の執行及び管理運営について」

令和元年度 「子ども・子育て支援に関する事務の執行について」

### 2 いわき市長から措置通知があった日

令和3年1月15日

### 3 措置通知の内容

別紙のとおり

※ 様式1「包括外部監査の結果に係る措置通知書」に記載されている「措置の種別（取扱い方針5(1)ア～ウ）」について

ア 監査結果に基づき、または結果を参考として改善策を講じたもの。

イ 指摘等を受けた事項について、遡及しての是正改善はできないものの、その後の事務執行に当たり、指摘等の趣旨に則り是正改善したもの。

ウ 遡及しての是正改善ができず、かつ、同種の事務執行が発生していない事項であって、担当部局としての改善方策が決定したもの。

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 保健福祉部保健福祉課  
(社会福祉施設事業団)

監査の実施年度 (平成 27 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(57 頁) 財務事務の執行が適切に行われているか。 (物品管理について) 備品は、現物が確認できない、規格が異なる などが散見される。</p> <p>① 備品台帳を整備し、備品管理票の貼付を進 めた上で、定期的な現物確認が必要である。 また、遠方での保管については、実地調査結 果を法人本部へ送付させて確認する必要が ある。</p> <p>② 会計規程上に、物品の現物確認、現物管理 票の貼付が条文化されていないため、合わせ て検討が必要である。</p>	<p>[当該事項が発生した原因] 備品管理票の貼付や現物確認が徹底されて いなかったことから、台帳と現状に齟齬が生じ ていたものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策] 監査後、再度現場にて現品と突合し帳簿との 整合性を確認しました。 また、備品台帳と現品を照合できるよう、公 益財団法人いわき市社会福祉施設事業団会計 規程第 21 条第 2 項を見直しました。</p> <p><b>【第 21 条第 2 項】</b> (改正前) 備品は、概ねその取得価格が 1 万円以上か つ 1 年以上耐久する物品をいう。備品台帳 (第 7 号様式) に登載し、会計責任者が管理 を行う。</p> <p>(改正後) 備品は、概ねその取得価格が 1 万円以上か つ 1 年以上耐久する物品をいう。備品台帳 (第 7 号様式) に登載し、現品に備品番号を 明記するなど、照合に便利なように会計責任 者が管理を行う。</p> <p>(※令和 2 年 10 月 1 日施行)</p>	